

指定下水道工事店 指定申請要領（新規、更新の場合）

1 提出書類等

No.	提出書類
1	指定工事店申請書類確認一覧表 提出書類のチェックができていること
2	草津市指定下水道工事店指定申請書（新規・継続）様式第1号（第3条関係）
3	身分証明書（原本） [代表者が外国籍であれば宣誓書が必要です。] 発行後、3ヶ月以内のもの。
4	登記されていないことの証明書（原本） 発行後、3ヶ月以内のもの。
5	住民票記載事項証明書（住民票でも可）（複写可） 発行後、3ヶ月以内のもの。
6	経歴書（代表者の経歴書）
7	履歴（現在）事項全部証明書 [法人の場合のみ必要です。]（複写可）
8	定款（複写） [法人の場合のみ必要です。] 発起人または代表者の印が押印されていること。
9	営業所の平面図および写真 ①内部：事務室 ②外部：看板、事務所全体 各1枚ずつ。 <写真について> ※①については、 事務机と事務室内全体 が写っていること。 ②については、 固定されており道路側から見ても見える大きさの看板 がはっきりと写っていること。 事務所全体と看板 が写っていること。
10	専属責任技術者名簿（新規・解除）様式第2号（第3条関係）
11	滋賀県建設技術センター発行の下水道排水設備工事責任技術者証の写し（カード型） ※平成18年以前取得の方は、日本下水道協会滋賀県支部発行の排水設備工事責任技術者証の写し（カード型）になります。 また、修了証は認めません。
12	法人のみ 社会保険事務所が発行している健康保険被保険者証の写し 【専属を確認するためのもの】 法人の場合は社会保険に入ることが義務付けられています。
	法人以外 いずれか1つ 社会保険証が提出できない場合【①～③のいずれか】
	① 健康保険組合被保険者証、政府管掌健康保険被保険者証の写し （国民健康保険証は雇用関係がわからないので不可） ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書および保険料領収書の写し ③ 従業員全員の賃金台帳または源泉徴収簿および所得税納付額領収書の写し
13	排水設備工事で必要となる機械器具一覧表と一覧表記載のもの写真 デジタルカメラやポラロイドカメラでも可。ただし、写真は工事台帳や別紙に貼り付けておくこと。 <機械器具類の写真について> ① 工事施工に必要な設備及び機材の写真 各1枚ずつ。 ホルソ・水平器・オートレベル・バックホー・トラックは、必須。各写真ははっきり写っていること。
14	前年度の市町村税納税証明書（複写可） 法人の場合：法人の納税証明書 個人の場合：申請人の納税証明書
15	手数料 ① 新規申請の場合：10,000円 ② 更新申請の場合：5,000円 ③ 再交付申請の場合：2,000円 ※ ①については、後日、通知書と納付書を送付しますので、手数料を納付書で納入し、指定下水道工事店証の受渡時に納付書の領収書を提示してください。 ②については、別途通知書で通知いたします。 ③については、申請時に手数料を納めてください。

※写真等に不足があった場合は、追加で提出をお願いすることがあります。

2 申請後の流れ

No.	項目	内容
1	指定日	① 10日までの申請書受理分は、翌月1日指定 11日以降の申請書受理分は、翌々月1日指定 ② 手続き完了後、説明会開催の通知を郵送いたします。

<お問い合わせ>

草津市役所 上下水道部 上下水道総務課 総務経営グループ

電話：077-561-6871 FAX：077-561-2481

e-mail：jogesuido-somu@city.kusatsu.lg.jp